

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>源泉所得税及び復興特別所得税の不納付加算税の取扱いについて（事務運営指針）</p> <p>第 1 不納付加算税の取扱い （源泉所得税及び復興特別所得税を法定納期限までに納付しなかったことについて正当な理由があると認められる場合）</p> <p>1 通則法第 67 条の規定の適用に当たり、例えば、源泉徴収義務者の責めに帰すべき事由のない次のような場合は、同条第 1 項ただし書きに規定する正当な理由があると認められる場合として取り扱う。 (1)～(4) （省略） 2～3 （省略）</p> <p>第 2 不納付加算税の計算 （省略）</p>	<p>源泉所得税の不納付加算税の取扱いについて（事務運営指針）</p> <p>第 1 不納付加算税の取扱い （源泉所得税を法定納期限までに納付しなかったことについて正当な理由があると認められる場合）</p> <p>1 （同左）</p> <p>2～3 （同左）</p> <p>第 2 不納付加算税の計算 （同左）</p>